

第45号議案

筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第2項の規定により、筑紫公平委員会設置規約を別紙のとおり変更する。

平成30年6月8日提出

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

那珂川町が那珂川市となることに伴い、筑紫公平委員会設置規約の一部を変更するため関係団体と協議することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものである。

筑紫公平委員会設置規約の一部を改正する規約

筑紫公平委員会設置規約(昭和39年規約第1号)の一部を次のように改正する。

「関係市町等」を「関係市等」に改める。

第1条中「、町」を削る。

第3条第1項中「当該市町」を「当該市」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第1条関係)

| 市 | 一部事務組合 |
|------|-----------------|
| 春日市 | 筑紫自治振興組合 |
| 大野城市 | 春日・大野城・那珂川消防組合 |
| 筑紫野市 | 筑紫野太宰府消防組合 |
| 太宰府市 | 大野城太宰府環境施設組合 |
| 那珂川市 | 春日大野城衛生施設組合 |
| | 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合 |
| | 筑慈苑施設組合 |
| | 福岡都市圏南部環境事業組合 |

附 則

この規約は、平成30年10月1日から施行する。